



## 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」事業者説明会を開催しました

平成28年11月28日（月）名古屋市中区「名古屋合同庁舎第1号館」において「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」事業者説明会を開催し、愛知県内の貸切バス事業者から57名の参加がありました。

事業者説明会は今回を含め、管内各県で各支局の主催により実施します。

今回の事業者説明会に至った経緯は、平成28年1月15日に発生した「軽井沢スキーバス事故」の発生を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策を検討し、国土交通省として安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策として強い決意のもとに取りまとめた結果、道路運送法の一部を改正するなど、大きな制度の改正が行われることとなり、説明会を開催するに至りました。

道路運送法の一部を改正する法律案としては、①事業許可の更新制の導入②不適格者の安易な再参入・処分逃れの防止③監査機能の補完・自主的改善の促進④罰則の強化を図り、不適格者の排除等により安全・安心な貸切バスの運行を実現し、その目標・効果は、**貸切バス事業者が原因となる事故について、乗客の死亡事故をゼロとすることを目指すとともに、乗客の負傷事故を10年以内に半減することを目指すもの**です。

中部運輸局では、①制度改正（許認可等）②制度改正（運行管理制度等）③処分基準改正の3点を説明会の柱として周知・徹底を図り、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を推し進めてまいります。

